

(新)環境技術イノベーション創出支援事業 110百万円(0百万円)

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

我が国の科学技術政策は「科学の発展と絶えざるイノベーションの創出」を掲げ、本年度から第3期の「科学技術基本計画」が進みつつあるところである。

環境保全の促進に不可欠な環境技術の絶えざるイノベーションの創出を実現するためには、切れ目のない支援策が求められており、環境技術開発については実用化から普及段階において支援策の充実が必要である。

そこで、環境技術のうち実用化(プロトタイプ)の段階にあるものの製品化に至らない技術について、技術の完成・精緻化等製品化へ向けたハードル克服を支援する。

2. 事業計画

平成19～21年度は毎年5件程度を採択し、それぞれ3年の期間内に技術の完成・精緻化による製品化を実施。各案件について、1年目にニーズ調査や技術改良の検討を行い、その結果、製品としての普及が見込まれない技術への支援を中止。

平成21年度は、本事業全体の間接評価を実施。

平成23年度は、事業終了年度とし、イノベーションの創出状況等、本事業全体の評価を実施。

3. 施策の効果

アウトプット：実用化段階にある環境技術を、市場のニーズに合致するよう製品化する。

アウトカム：環境技術の絶えざるイノベーションの創出の実現による優れた環境技術の発展と、環境保全の促進及び環境技術分野における国際競争力の強化。優れた環境技術の開発・普及による環境保全と環境産業の成長の両立。

環境技術イノベーション創出支援事業

